

# 奈良少年院の処遇について



## 奈良少年院 施設の沿革

- ・昭和28年 奈良少年院として設置
- ・昭和40年 収容人員266名（最高）を記録
- ・昭和52年 中等少年院（生活指導（G1）区分）及び特別少年院として指定
- ・平成元年12月 全面改築工事始まる。
- ・平成6年10月 全面改築工事完了
- ・平成27年6月 新少年院法施行により第1種・第2種・第4種の少年を収容



## 収容対象

第1種 心身に著しい障害がないおおむね12歳～23歳未満

社会適応課程Ⅱ（A2）

「義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事項を改善する必要があるもの」

第2種 心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳～23歳未満

社会適応課程Ⅳ（A4）

「特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者」

第4種 少年院において刑の執行を受ける者

受刑在院者課程（J）

「受刑在院者」

3

## 在院者の特徴

・近畿の家庭裁判所で第1種・第2種少年院送致決定を受けた男子少年を収容（共犯分離等の関係で他管区の在院者も収容している）

※第4種（受刑在院者）にも指定（実績なし）



・近畿地方の少年院では、最も非行性の進んだ少年を収容する施設（旧特別少年院）

4

## 収容状況

- ・ 収容定員 100人
- ・ 4月1日（水）現在46人（収容率46%）

（第1種 37人）

（第2種 9人）

（第4種 0人）



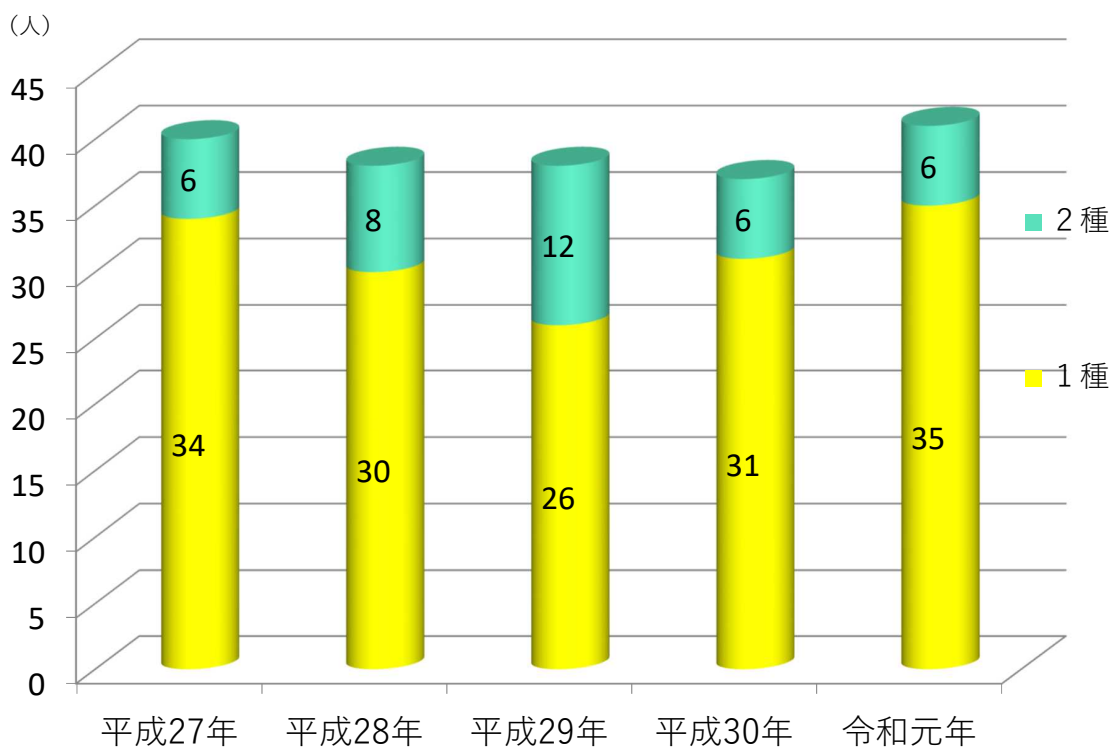
※うち再入少年が71.7%（第2種100%）

※比較的又は相当長期の処遇勧告がある少年28.2%

（第2種66.7%）

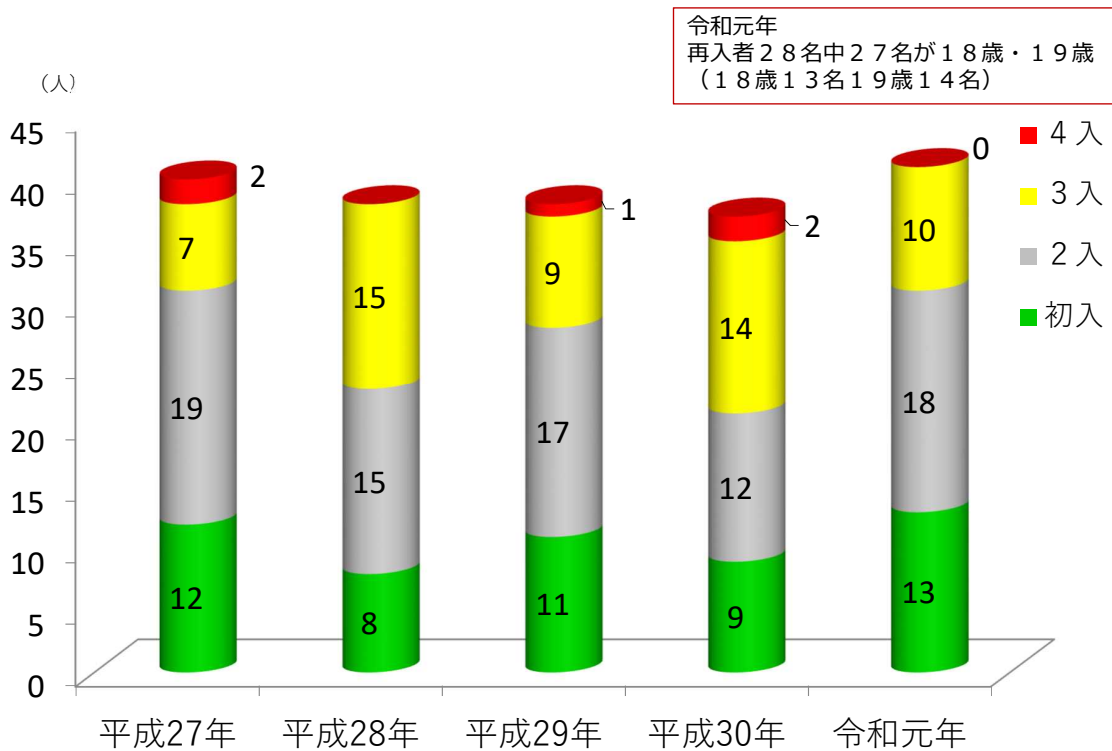
5

## 新収容者数の推移（平成27年～令和元年）



6

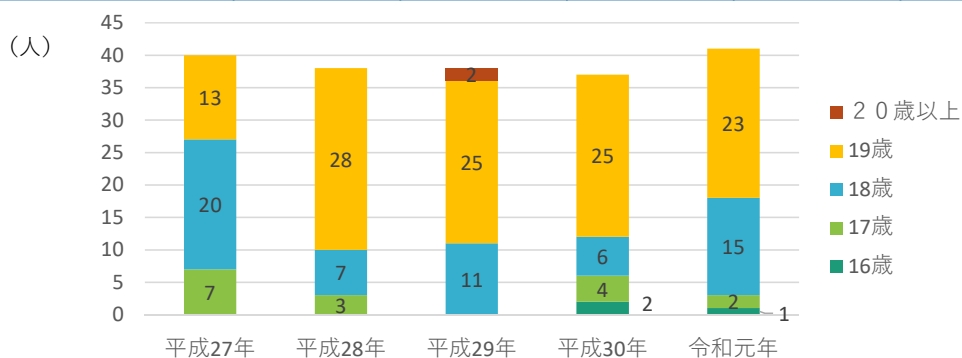
## 新収容者の入院回数（平成27年～令和元年）



7

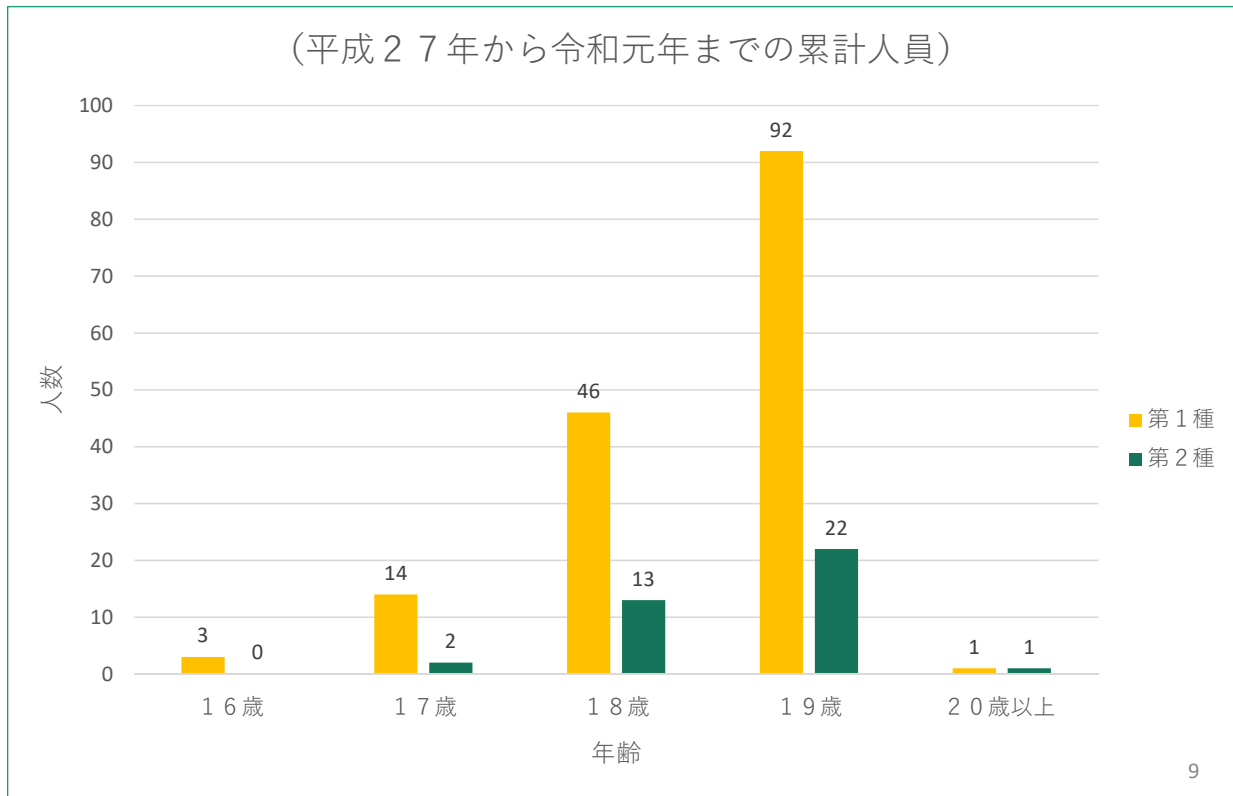
## 新収容者の年齢（平成27年～令和元年）

年次	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
14歳										
15歳										
16歳							2		1	
17歳	7		1	2			4		2	
18歳	15	5	7		7	4	5	1	12	3
19歳	12	1	22	6	18	7	20	5	20	3
20歳以上					1	1				
小計	34	6	30	8	26	12	31	6	35	6
総計	40		38		38		37		41	

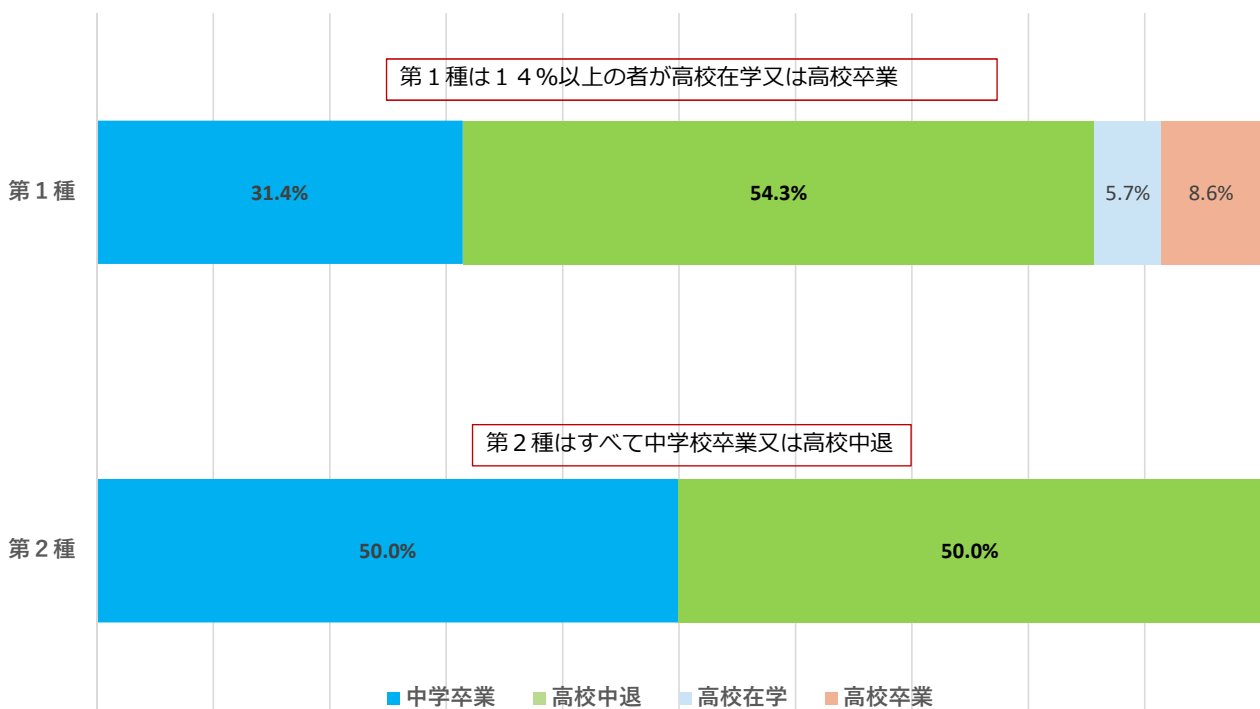


8

## 入院時年齢別 第1種, 第2種

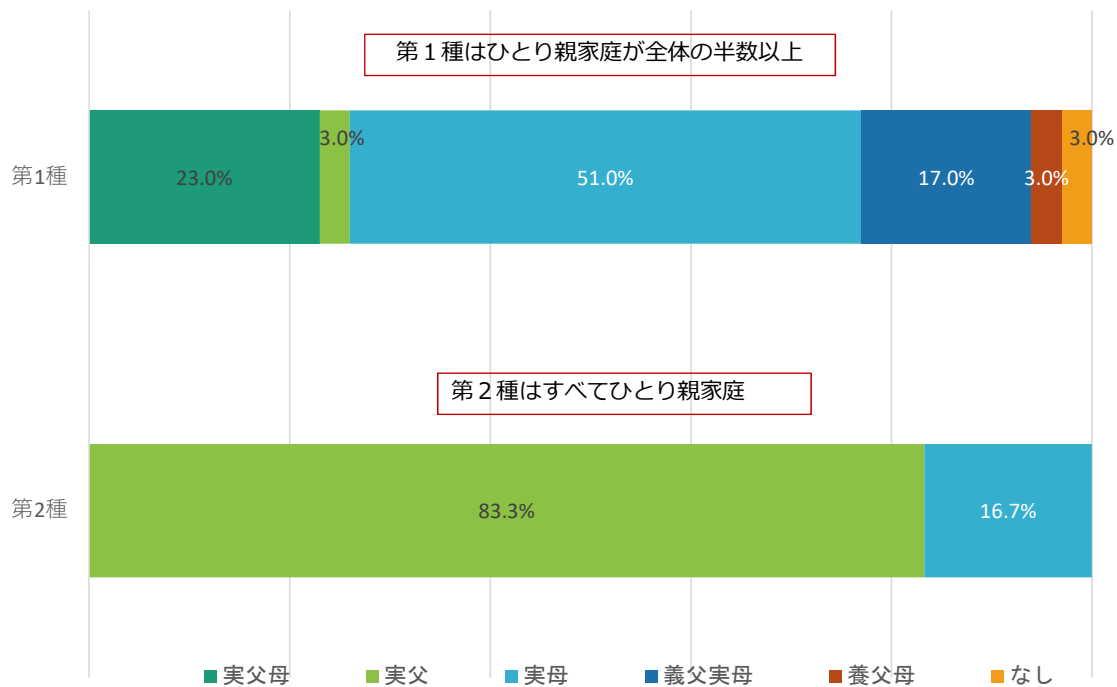


## 新収容者の学歴（令和元年）



(注) 令和元年の新収容者（第1種：35人、第2種：6人）の学歴の状況を比較

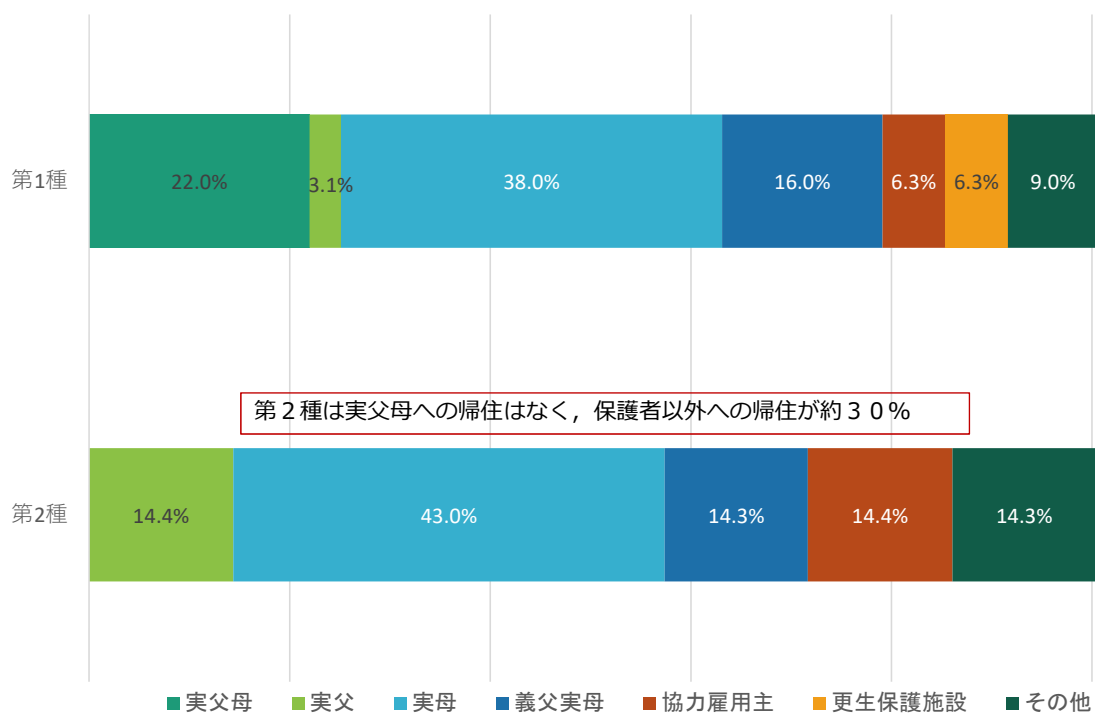
## 新収容者の家族関係（令和元年）



(注) 令和元年の新収容者（第1種：35人、第2種：6人）の家族関係を比較

11

## 出院時の引受別（令和元年）



(注) 令和元年の新収容者（第1種：35人、第2種：6人）の出院時の引受状況を比較

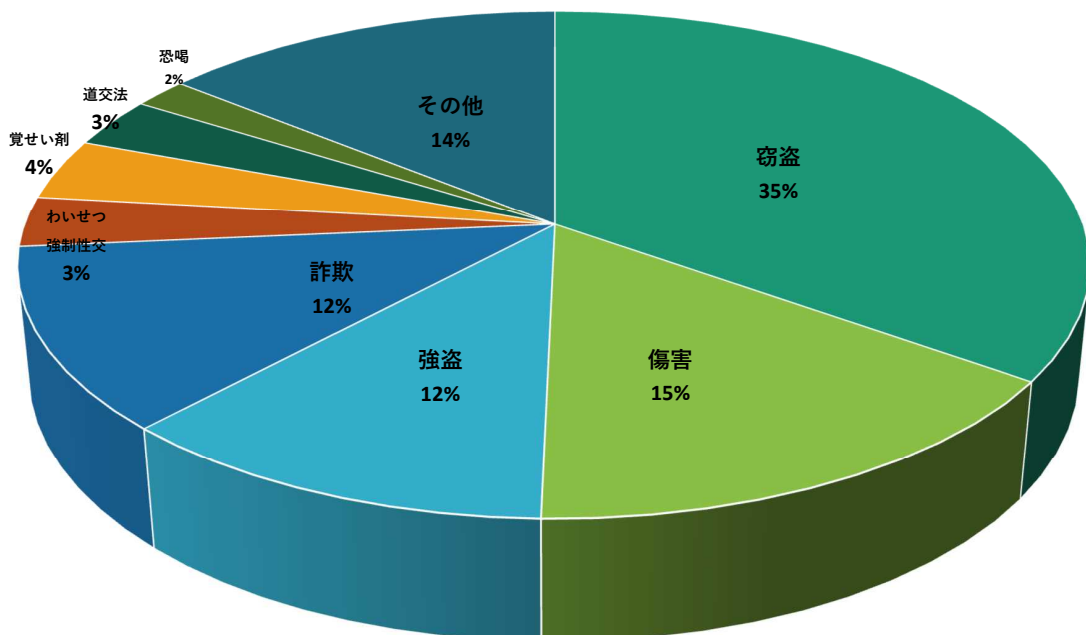
12

## 新収容者の非行名（平成27年～令和元年）

年次	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
刑法犯										
放火										
わいせつ強制性交等	1		2				1	1	1	
殺人	1									
傷害	7	2	3	1	5	3	7	2	2	
窃盗	11	2	12	5	10	5	9	2	11	1
強盗	3	1	4	1	3	2	2	1	5	2
詐欺	2		1		2		6		7	3
恐喝					1	1			2	
その他	5		4	1	1		2		4	
特別法犯										
覚醒剤							2			
道交法	2	1	2		2		1			
その他	1		1		1		1		2	
ぐ犯	1		1		1	1			1	
小計	34	6	30	8	26	12	31	6	35	6
総計	40		38		38		37		41	

13

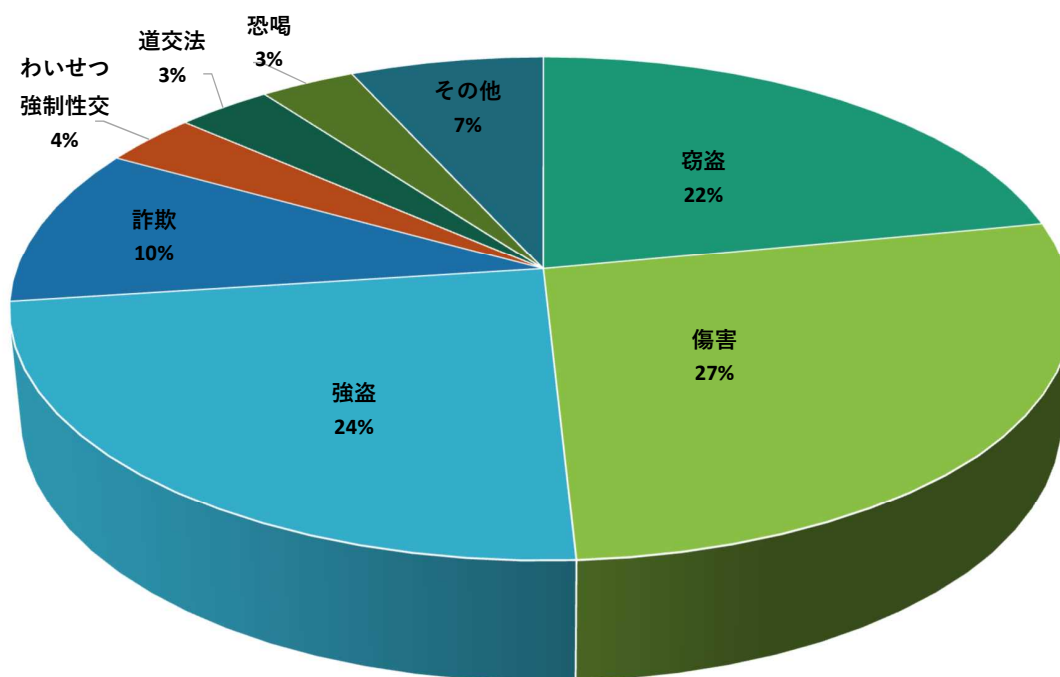
## 入院時非行別割合 第1種



(注) 平成27～令和元年新収容者（第1種156名）の入院時非行別割合

14

## 入院時非行別割合 第2種



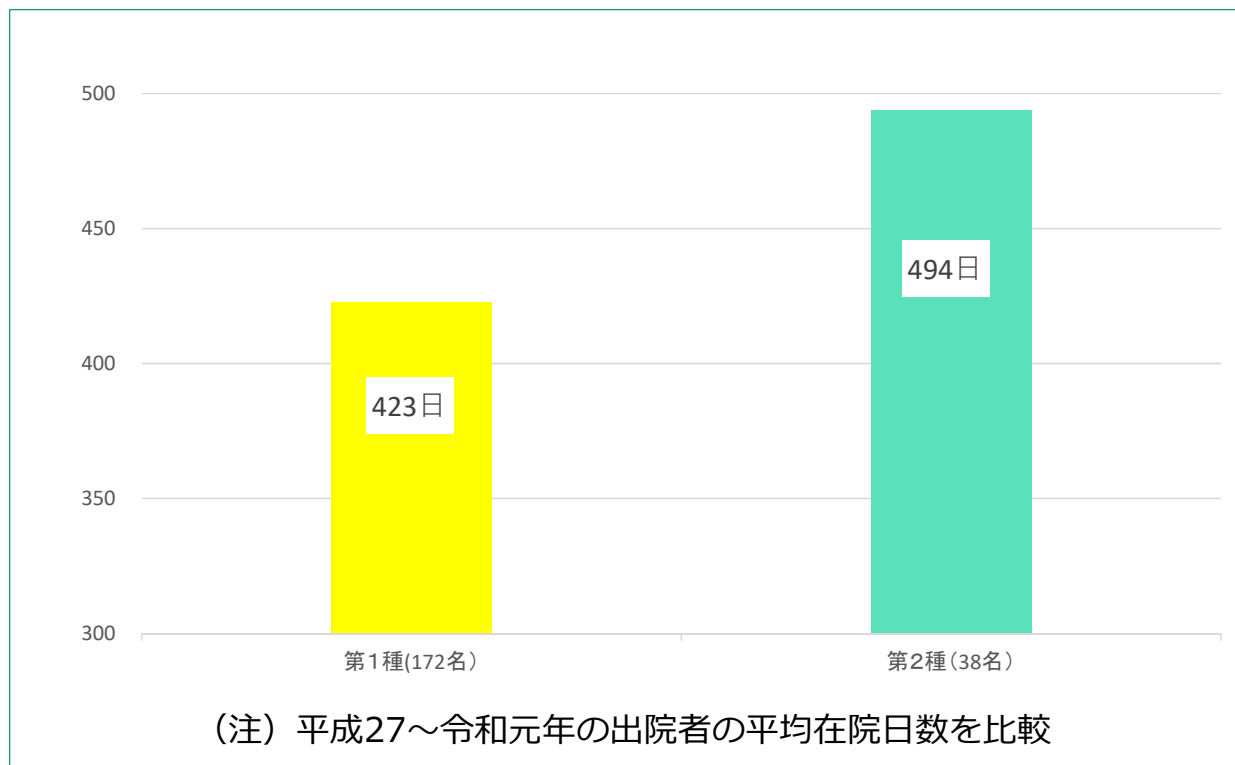
(注) 平成27～令和元年新収容者（第2種38名）の入院時非行別割合

## 出院者の在院期間（平成27年～令和元年）

在院期間	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
10か月以下				1	2		2			
11か月以下	4		5		5		10		12	
12か月以下	11		13	3	10		7	3	7	3
13か月以下	8	1	2	1	3	1	3	3	2	
14か月以下	8	2	3		1	1	1	2	1	
15か月以下	2		1		2		1		1	
16か月以下						1			1	
17か月以下					2			1		
18か月以下	1		2	1	1		1		2	
19か月以下	2		2		2	1			1	3
20か月以下	2		1		1	1			2	1
20か月超	6	1	1	3	7	1	5	3	3	
小計	44	4	30	9	36	6	30	12	32	7
総計		48		39		42		42		39



## 平均在院日数



17

## 第2種少年の第1種少年との違いについて

主な意見（全職員48名からアンケート調査）

- 1 教育プログラムに対する意欲が欠如し、自分には効果がないと思っている。
- 2 発達上の課題を有した少年が多く手が掛かる（8名中7名がASD）
- 3 集団生活が苦手で、円滑な対人関係が構築できない。
- 4 怒りのコントロールができない。
- 5 職員のあら捜しを行い、正当性を主張してくる。
- 6 未来の展望や夢を持っていない（自分は更生は無理だと感じている）。
- 7 粘り強さがなくすぐに諦めてしまう（やっても無駄だという思いが強い）。

18

# 矯正教育の内容

(教育目標達成のために取り組ませるべき5つの指導)

## 1 生活指導

- (1) 善良な社会の一員として自立生活を営む基礎となる知識及び生活態度の習得
- (2) 将来の進路を選択する能力の習得
- (3) その事情の改善に資するように特に配慮の必要なもの(特定生活指導)

「被害者等の心情を理解する意識に乏しい」「薬物依存がある」「その他省令で定める事情」

## 2 職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識・技能の習得

## 3 教科指導

基礎的な学力を欠くことにより、改善更生・社会復帰に支障がある者に対する基礎学力の習得

## 4 体育指導

健全な心身を養う

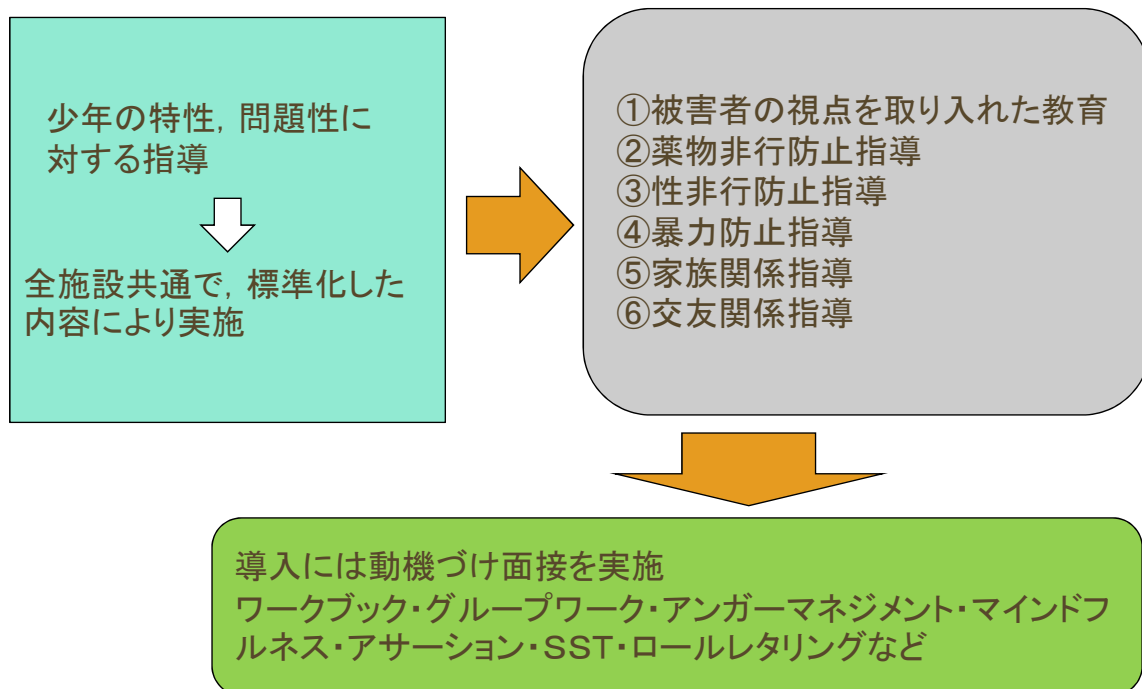
## 5 特別活動指導

情操を豊かに自主自律及び共同精神を養うことに資する活動(行事、奉仕作業等)

根拠法令 少年院法 第24条～第29条(矯正教育の内容)

19

# 生活指導(特定生活指導)



20

## 個別処遇と集団処遇



個別体育指導



個別面接



役割活動



集会活動

個別的な働き掛けを軸にしながら、集団処遇を実施する。

21

## 生活指導（被害者感情理解講座）



## 生活指導（育児プログラム）

育児プログラムから発展させて、現在虐待防止プログラムを作成中



23

## 職業指導（実習）

農園芸科



自分の判断で物事に対処，解決しようとする力，あきらめずに最後までやり遂げる力を養う農園芸科における「マイ畑指導」

ひとつの作業に地道に取り組みやり遂げる力を養う。



木工科

陶芸科



作業に取り組み創造する力を養う。

24



## 職業指導（資格取得）

平成30年取得者数

- ・高所作業車特別講習 19名
- ・小型車両系建設機械 15名
- ・危険物乙種第4類取扱者 7名
- ・締固め用機械運転特別教育 16名



フォークリフト



小型車両系建設機械

25

## 教科指導

社会生活（進学・就労）に必要な学力を身に付けるための補習教育や高卒程度認定試験を実施している。

### 高等学校卒業程度認定試験 受験状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		合計
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	
受験者数	10名	6名	11名	8名	5名	4名	3名	5名	52名
科目受験	56名	31名	68名	33名	29名	18名	19名	29名	283名
科目合格	47名	9名	48名	23名	21名	16名	17名	19名	200名
合格率	84%	29%	71%	70%	72%	89%	89%	66%	71%
全合格	5名	0名	5名	3名	2名	2名	2名	2名	21名

- ※ 英語・数学の合格率が低い
- ※ 国語・社会系の合格率は高い。
- ※ 受験に向けて、受験指導を実施している。

26

## 体育指導

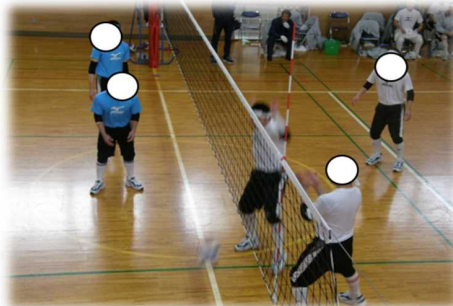
基礎体力や技術を向上させる。季節に応じた種目を行い、各種大会も実施している。



ソフトボール



水泳



バレーボール



院内駅伝大会

27

## 特別活動指導（行事）

保護者参加型の行事（成人式・運動会）や地域社会との交流を目的として各種行事を行っている。



成人式



意見発表会



運動会



誕生会

28



## 特別活動指導（社会貢献）

地域社会への貢献を通じて「ありがとう」と感謝をされる体験をします。



地域の幼稚園児との交流

29

## 特別活動指導（社会貢献）

地域社会への貢献を通じて「ありがとう」と感謝をされる体験をする。



高齢者施設における清掃，車椅子清掃修理，地域の除草作業

30

## 就労支援

出院後を見据えて、社会復帰、社会内処遇への移行を円滑に行うために、保護観察所やハローワーク等の関係機関との連携を実施している。



協力雇用主による面接

31

## 就労支援 令和元年実績

- ・ハローワーク職員による就労支援面接の実施状況  
就労支援を依頼した在院者～24名 採用面接を行った在院者～4名（内定4名）  
（自動車外装工，飲食業，建築業）
- ・コレワーク登録希望者  
登録希望者～19名
- ・キャリアカウンセラーによる就労支援面接  
18名の少年に対し69回の就労支援面接（1人あたり3～6回）

また、ハローワークやコレワークから送付される求人票等を各寮に配布し、少年の求人情報の収集に役立っている。



32



## 処遇例①

「希死念慮」を有し、自己肯定感が非常に低い少年

**年齢** 入院時19歳

**事件名** 準強制わいせつほか

**保護処分歴**

- ・保護観察歴あり
- ・少年院2入

**教育実施期間** 1年6月

**特性**

- ・不安神経症、パニック障害
- ・IQ 90台（新田中B式知能検査）
- ・高校中退
  
- ・情緒的に混乱しやすい。
- ・心理的負担に耐える力が弱い。
- ・対人距離をうまく測れない。

**家族・成育歴**

- ・両親は離婚
- ・実母は親族の介護等に忙殺
- ・大人に構ってもらえないと感じていた
- ・いじめによる不登校歴あり
- ・低年齢時から自傷歴あり
- ・ストレス発散のため、物質過剰摂取歴あり

**その他（少年院における動静）**

- ・初めての少年院送致時は標準的な教育期間（11か月）で仮退院
- ・本件（2入）でも、特に大きな問題行動はないが、困難な場面に遭遇すると希死念慮にとられる。

（注）代表的な事例の中から、事例の本質を損なわない範囲で再構成したもの

33

## 処遇例①

「希死念慮」を有し、自己肯定感が非常に低い少年

**処遇経過**

**3級**

- ・在社会時の物質過剰摂取により体力がなく、他の在院者についていけない。
- ・諦念の心境を頻繁にアピール。

**2級前期**

- ・ストレス耐性が低いため、自身の非行に向き合うなどの困難に遭遇すると希死念慮に捕らわれ、自傷を試みることもあり、自殺の要注意指定がなされた。
- ・他の在院生よりも多くの時間を掛けた個別指導が実施され、自傷以外の問題解決方法について職員と一緒に考え行動することについて特に指導された。

**2級後期**

- ・希死念慮の原因である「自己肯定感の低さ」について、SST（ソーシャルスキルズトレーニング）を積極的に実施し、問題解決に向けての具体的な方法について学ぶことにより、職員に相談したり、集会において素直に他生の助言を受け入れたりすることができるようになった。

**1級**

- ・親族に要介護者がいたことから、介護関係の仕事がしたいという目標を持ち、仮退院後の生活設計を具体的に考え始めた。
- ・ストレス耐性の弱さについて自分で自覚し、精神科医からの指導を受けるようになった。

（注）代表的な事例の中から、事例の本質を損なわない範囲で再構成したもの

34

## 処遇例②

### 対人暴行を惹起し奈良少年院から他の少年院に教育上移送

**年齢** 入院時 19歳

**事件名** 強盗傷人ほか

#### 保護処分歴

- ・ 児童自立支援施設入所歴あり
- ・ 保護観察歴あり
- ・ 少年院 3入

**教育実施期間** 3年弱（移送先の教育含む）

#### 特性

- ・ 精神障害認めない
- ・ IQ 70台（新田中B式知能検査）
- ・ 中学校卒業
  
- ・ 虚勢を張り威圧的で横柄な態度
- ・ 自己イメージが非常に悪い。
- ・ 根深い孤独感を抱える。
- ・ 被害感と大人に対する強い不信感
- ・ すぐに自暴自棄になる。

#### 家族・成育歴

- ・ 暴力団加入親族あり
- ・ 実母とは幼少期から疎遠
- ・ 幼少期に被虐体験あり
- ・ 施設生活が長期間継続

#### その他（少年院における動静）

- ・ 初めての少年院生活では、暴言等の反則行為を何度も繰り返している。
- ・ 2度目の少年院生活では、建物損壊等の反則行為を繰り返した
- ・ 3度目の少年院生活においては対人暴行を惹起して他の少年院へ教育上の移送
- ・ 移送先の少年院においても、反則行為を繰り返しているが徐々に生活が安定

（注）代表的な事例の中から、事例の本質を損なわない範囲で再構成したもの

35

## 処遇例②

### 対人暴行を惹起し奈良少年院から他の少年院に教育上移送

#### 処遇経過

#### 3級

- ・ 自己を改善しようと意欲的な生活。ただし、職員に対しての好き嫌いが激しい。

#### 2級

- ・ 個別担任を含める特定の職員との関係を大切にしたいと考え感情統制に努めていたが、気分の波が大きく生活が安定しなかった。
- ・ 集団生活でのストレスが高まり、徐々に感情統制が利かなくなった末、対人暴行を惹起した。  
⇒ 他の少年院に教育上移送
- ・ 移送後も職員、集団になじめず、不安定な生活を送り、反則行為を何度も惹起した。また、リーダー格の少年と組んで他の在院者に圧力を掛けたり、職員に対し威圧的な態度で接し、自分の要求を通そうとする問題行動が続いた。
- ・ 施設全体の問題として職員全員で処遇を行う体制を構築し、動機づけ面接を徹底して行った。徐々に反則行為はなくなり、特定の職員に対しては心を開き始め、出院後の目標を持ち始めた。

#### 1級

- ・ スポーツに関心を見だし、日々の体育等の中で必死に努力をするようになった。
- ・ 仮退院後も引き続きスポーツに取り組めるよう民間協力者との調整が行われた。

（注）代表的な事例の中から、事例の本質を損なわない範囲で再構成したもの

36

指導の共通認識「あせらない」「諦めない」  
⇒育ちの速度は人それぞれ

- 1 関係性をしっかり構築する。  
（職員，民間協力者，地域社会）
- 2 管理ではなく自律性を尊重する。  
（自ら気づくことが大切）
- 3 問題の改善とともに  
強味を見つけて引き出し伸ばす。